

中学校配置相談員助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、いじめや不登校など生徒指導上の諸問題の未然防止とその解消を図るため、中学校相談員の配置事業を実施する市町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において中学校配置相談員助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）のほか、この要綱及び中学校配置相談員助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

(対象事業等)

第2条 助成金の対象事業は、市町村が所管する全ての中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）に相談員を配置し、次に掲げる業務を実施することとする。

- 一 日常の相談を担当する相談員を中学校の相談室に配置し、学校の相談体制を支援し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図ること。
- 二 定期的に中学校配置相談員をその校区内小学校に派遣し、小学校との連携を図ること。

(対象経費)

第3条 対象経費は、当該事業に要する経費のうち、実施要領の定める経費とする。ただし、本事業以外の国及び県の事業において補助対象となった場合には、本事業の対象外とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は、様式第1号による。申請書には、事業計画書その他関係書類を添付するものとする。

(交付決定及び支払)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号による。

2 知事は、本事業に係る助成金の支払を精算払とする。ただし、特別の事情がある場合には、概算払とすることができる。

(状況報告)

第6条 市町村長（指定都市の長を除く。以下同じ。）は、知事の要求があったときは、助成事業等の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 市町村長は、やむを得ない事情により、事業の変更し、又は事業を中止し若しくは継続できない場合は、その旨を速やかに知事に申請し、変更交付決定を受けなければならない。この場合、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがある。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更は、別に定めるものとする。

3 変更交付申請書の様式は、様式第3号による。申請書には、変更後の事業計画書その他関係書類を添付するものとする。

4 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号による。

(実績報告等)

第8条 市町村長は、事業が完了したときは、規則第13条に規定する実績報告書を提出しなければならない。

2 実績報告書の様式は、様式第5号による。

3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 助成事業の成果をまとめた報告書

二 助成事業に要した経費の決算書

4 実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内、又は当該年度終了日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による額の確定通知書の様式は、様式第6号による。

(事業成果の普及・啓発及び指導・助言等)

第10条 市町村は、事業成果の普及・成果について、県に協力するものとする。

2 県は、助成金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市町村の取組内容について、指導・助言等を行うことができる。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、助成事業に係る経費を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この助成事業の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。